

## 預金保険よもやま話

永田俊一

高橋理事長 大変お待たせいたしました。ただいまから「資本市場を考える会」、一〇月の例会を始めたいと思います。

御案内いたしましたように、今日は預金保険機構の永田理事長においていただきまして、「預金保険よもやま話」という題でお話をさせていただくことといたしました。

御承知のように、預金保険機構の、預金保険という仕事は、以前は破綻があつた場合の保険金の支払い、あるいは破綻金融機関に対する資金援助というような仕事であつたわけですが、近年、御承知のよう

に、破綻処理ということで、特別公的管理でありますとか特別危機管理でありますとか、いろいろなスキームで金融機関の破綻処理について中心的な役割を果たしており、あるいは金融機関に対する資本増強も含め、幅広い仕事、責務というものが課せられております。また、不良債権の回収ということでも大きな役割を果たしているということで、いわば金融システムの基本的インフラを担っているといつていいかと思いません。

金融資本市場の安定を支えるインフラということで、預金保険機構の活動は私どもも大変関心の深い

テーマでございます。「預金保険よもやま話」というタイトルで、いろいろな観点からざっくりばらんに預金保険、あるいは、金融機関を取り巻く環境でありますとか、今後の展望といったようなものをお話したいなと期待しているところでございます。

永田理事長の御略歴につきましては、お手元に御配付いたしましたように、昭和四二年に大蔵省に御入省であります。ごらんいただけますように、主計局主計官でありますとか、金融の分野では銀行局審議官あるいは日銀政策委員というような仕事をして、幅広い分野で御活躍でございます。

御退官後は、平成一〇年から一四年の日本銀行理事を挟みまして、その前と後に信託協会の専務理事あるいは副会長等の仕事をしておられます。そして、一昨年、平成一六年六月から預金保険機構理事長に御就任ということでございます。

それでは、永田さん、よろしく願いたします。

## はじめに

御紹介いただきました永田でございます。どうぞよろしく願いたします。

ただいま高橋理事長に大変過分な御紹介を受けただけですが、こうやって見渡しますと、どこかでお会いしたりお仕えしたり、あるいは一緒にお仕事をさせていただいた方が多くて、これはお引き受けて失敗したなというふうには思っておりますが、時間が過ぎてしまえば終わることでございますので、ちょっとお話をさせていただきますたいというふうには思っております。

「よもやま話」と銘打ちましたけれども、何を話してもいいということで、とりあえずはそういう題にさせていただきました。今日はお手元に資料をお配りしてございますので、それに沿いまし

て少しお話をしてみたいと思います。いずれにせよ、時間をできるだけ残したいと思しますので、むしろ皆様方からいろいろ日ごろお感じになつてゐることも結構でございますし、私が今お話ししますことについて、何がしかの御意見といたしまさかご感想なりあるいは御示唆なりいただければ大変ありがたいなというふうに思つております。

それでは、お話をとめます。

御案内のとおり、我が国の金融システムというのはようやく危機の時代を終えまして、新たな平時を迎えつつあると思つております。そういう意味で、預金保険機構から見ました、越えてきた平成金融危機の概要といえますか、これと、今私が申し上げました新たな平時への軸足の移動、それからさつきもちよつと理事長からも御紹介ありましたけれども、既往の処理に伴ついろいろんな問題、資本注入の処理や不良債権の処理といったことで

ありますけれども、こういうことについて少しお話をしたいと思つております。

まず、平成金融危機前後の預金保険機構を取り巻く環境といえますか政策だとか経済だとか、そういったものの動きを、皆様方の前では若干ぐどいのでありますが、振り返らせていただいて、これを遠景とし、預金保険機構からみでの危機の分析を近景ということでお話を差し上げたい。その上で、少し具体的な話をさせていただきたいというふうに思つております。

### 一、（遠景）平成金融危機前後の 預金保険機構を取り巻く政策と 経済の動き

資料1というのをまず見ていただきまして、これで少しお話をしたいと思います。

ここに「議論のためのパネル」と書いてあるの

で、何でパネルかと思われるでしょうが、実はこの間、国際的なコンファレンスがありまして、この英語バージョンを使っただんですが、そのまま日本語にして持つてきました。

これはどういうことかといいますと、財政政策、金融政策、あるいは我々の属しておりますセーフティネットというものを縦軸に、横軸にバブルの生成期から新たな平時という時間軸をとって、どういう動きがあったか、大きくわかるように整理をしてみましたということでありまして。

見ていただくとおわかりかとは思いますが、上段に財政政策の動きをあらわすものとしまして、公的固定資本形成の前年比を数字的にはとっております。それから、金融政策の動きをあらわすものとして、オーバーナイトものの無担保コールの動きを載せてあります。中段では、預金保護範囲の変遷を載せております。こうした各指標の

動きを八〇年代後半以降から今日に至るまでの期間につきまして、これはちょっと勝手にですけども、「バブル生成期」「バブル崩壊期」「平成金融危機」「新たな平時へ」というふうに、一心四つに区分させていただいております。

全体として一九八〇年代初頭の、ある意味で規制の残るキャッチアップ型の経済システムから現在の市場機能重視の、ある意味で価値創造型経済システムというんでしょうか、ここに至るまでの間、日本経済というのは大きな構造変化のうねりの中にあつたというふうに思います。

その間、金融面におきましては、為替の自由化とか金融自由化が進展する中で、八〇年代後半の地価、株価ともに資産価格の急騰とその後の下落、いわゆるバブルの発生と崩壊に見舞われたわけです。同時に進行的な不況的な状況とベルリンの壁崩壊に伴います世界的な不況的な状況とい

ますか、これと我が国の国際競争力の低下、こういうことが相まって、経済成長率が大幅に低下したということが全体として見て取れると思いません。

日本の動きが非常に激動であった背景には、バブルの生成・崩壊に伴うバランスシートの問題だけではなくて、さっき申し上げました世界的不況に伴う競争力の劣化あるいは進めてきた規制緩和が、ある意味でパラダイムシフトにちょうどつながるところまで来ていたといったような全社会的な、あるいは全経済的な大変動といったものがあつたと思えますし、その認識がないと乗り切れなかつた危機じゃなかつたかと、私は全体としてこの表を理解しておるわけでございます。

この表は、まず平成金融危機前後から現在に至るまでの財政金融政策と預金保護範囲を中心としたセーフティネットの変遷を概観しているとい

うことは、さっき申し上げたとおりであります。

御案内のとおり、日本の金融機関は、貸し出しの担保に土地あるいは不動産をとることが多かったわけでございますので、資産バブルの崩壊は、地価、不動産価格の下落によりまして急速に資産内容の劣化につながり、破綻に至る金融機関が続出したということでございます。特に、この平成金融危機の初めの時期は、うちの預金保険機構の立場から見ますと、預金全額保護に入った。そこで、その表にありますように、「バブル崩壊期」と「平成金融危機」との間の線は、「全額保護」とその前のいわゆる「定額保護」との時代区分で分けております。

この間、国際コンファレンスをやつたら、何でバブル崩壊期と平成金融危機がちょうど年数にして六年、六年で一致しておる、何かおかしいとかいう議論がありました。これは私どもの方の基

準でこのところを切っておりますということでありましたので、御理解をいただければというふうに思います。

それから、このバブル崩壊に伴います景気後退、これに公共事業を中心とする数次の経済対策がとられたことは、皆さん御記憶のとおりであります。そこにありますように、九二年から八年間で二二〇兆円を超える対策がとられたということであります。この効果もありまして、九五年あるいは九六年と経済は持ち直したわけであります。しかし、後にして思いますれば、この一時的な雨の晴れ間に、累次の対策で傷んだ財政の再建に乗り出したわけであります。それが時期尚早とわかるまでには時間がかからなかったということであります。消費税の導入だとか医療費の利用者負担増加だとか、あるいは所得税、住民税の特別減税の廃止などの公的負担増。これは、その平成金

融危機の下のところ、「財政」のところに書いてあることですが、これがアジアの金融危機と相まちまして、裏目に出たということは記憶にあることではないかと思えます。

金融システム危機が顕在化するに及びまして、ある意味での政策総動員態勢となりまして、「平成金融危機」のところにありますけれども、小淵内閣での経済対策だとか、ゼロ金利政策とかそういうところへ行くわけです。さらには構造改革と景気対策が両輪が必要であるというコンセンサスができてくるとともに、右の「新たな平時へ」というところで、財政政策は構造改革志向、金融政策は量的緩和で景気下支えとか、そういう形である意味の役割分担をして取り組んできたということとがいえるかと思えます。

預金保護の範囲も、今申し上げましたような政策総動員の中で、それまではそこに書いてありま

そのような定額保護であったわけでございますけれども、経済システム全体が崩壊するかもしれないという危機的狀況を背景にいたしまして、一九九六年四月から二〇〇二年三月末までの六年間は、預金保険法による特別措置として、すべての預金等が全額保護されるようになったということで、「全額保護」ということが書いてあるわけであります。

また、預金保険機構は、こうした預金保護に加えて、破綻金融機関の処理のためにも多額の資金を投入いたしました。資料<sup>2</sup>を「ごらんください」と思います。こちらでは、これまでに破綻して預金保険機構から資金援助を受けた金融機関数及び資金援助額を各年ごとにまとめてあります。

これを見ていただきますと、債務超過の穴埋めゆえに返済されない「金銭贈与」というところが

ありますけれども、これだけで、一番下にありますように、預金保険機構は一兆七〇〇億円というとてもない規模の負担をしたことがわかりただけだと思います。

それから、「資産買取」。受け皿の金融機関が不良債権として引き取りませんので、我々が買い取った資産は、そこにありますように六兆円強に上ることあります。これは、現在引き続き不良債権の回収処理をやっておることでもあります。

## 二、（近景）平成金融危機の分析

さて、今は我々の機構を取り巻く遠景を少し申し上げたんですが、次に近景ということで、平成金融危機の分析的なことを少しお話したいと思います。その前に、今お話したことも含めて、

トレースをしておきたいので、経済指標の動きを少し追いかけておきたいと思います。

資料3を見ていただきたいと思いますですが、これは日銀短観（業況判断DII）の推移をトレースしてあります。

バブル後の景況感の推移をこの資料から見ますと、業況判断DIIというのが一九九三年から九四年度、そこで一時は持ち直しに転じておりますが、これはさつき申し上げましたように、私の言葉でいえば「雨の晴れ間である」ということだったと思いますし、一九九七年度からは再び後退局面に転じまして、九九年度以降に持ち直しの兆しはあるわけでございますけれども、二〇〇二年度までは明確な景況感の回復は見られていないというところであります。

この間、企業はリストラによって収益回復を図っているわけですが、しかしながらこの収益回

復が海外の景気やあるいは先行きのコンフィデンスの改善につながります構造改革の進展といったものと相まって、経済全体の回復につながるにはさらに時間を要したということであります。

次に、地価の動きを見たのが資料4でありまして、これで見ますと、六大都市の地価の下落スピードは、九二年から九四年度をボトムにして、九五年度から下げ足を弱めているということでございます。最近、そこに見られますように、六大都市ではゼロの上に出てきているということでもあります。

次に、資料5を見ていただきたいと思いますですが、これは日経平均の株価とか国債の利回りとかそういうものをプロットしてあります。日経平均の株価は、バブル崩壊による下落の後、二万円付近で推移して、九五年にボトムをつけて一時回復しましたけれども、雨の晴れ間の後、九六年度から九八

年度にかけ再下落しているということであり  
ます。

その後、ITバブルの影響もありまして、九九年度末にかけて急回復を示しておりますが、二〇〇〇年度以降は一転して下落傾向を示しました。ある意味の構造改革の最初のころの拍車がかかったことによりまして、二〇〇二年度に一時一万円を割り込むまでに至っているということでもあります。二〇〇三年度以降は上昇に転じて、構造改革的な不況の出口が見えてきた二〇〇五年度は大幅に上昇したということでもあります。

また、一緒にプロットしてあります長期金利の方ですけれども、九八年度の一時期を除きまして長期低下傾向にあり、概して見れば国債保有により損失をこうむる状況ではなかったということがわかるかと思えます。

こういつた指標の動きと、先ほど説明いたしま

した政策対応とその効果には整合性があるのではないかと思えます。同時に、これから説明いたします近景の部分の動きにも反映されていると思っております。

#### (1) 破綻原因の分析

そこで、近景の部分で資料6以降、ちょっと御説明をさせていただきます。

先ほど来申し上げておりますように、未曾有の事態でございました平成金融危機の間は、金融政策当局及び預金保険機構などのセーフティネットプレーヤーが総力を挙げまして、我が国の金融システム維持に努めてきたわけでございますけれども、預金保険機構では平成金融危機への対応研究会という私的研究会を設けまして、この間の金融機関の破綻を中心に分析を行いまして、先般公表したところでございます。ホームページなどを

あけていただきますと、そこで見ていただけるようになっております。

この研究会では、預金保険機構がこれまで資金援助を行いました、先ほどもちよつと見ていただきましたが、一八〇の破綻金融機関につきまして、私どもの機構の運営委員会の資料とか、あるいはその財務諸表を利用して可能な限り客観的な基準をもとに破綻の原因ごとに分類いたしました、破綻原因の分類などの特徴を分析してみただけでございます。それが資料6以下にまとめてありますので、この話をまずさせていただきたいと思ひます。

この分析の過程で、資産の毀損というものを、そこにありますように、①と書いてある貸出債権の不良化と、②ですが、有価証券投資の失敗とに区分しております。さらに、バブルの発生とその崩壊を踏まえまして、①Aで不動産関連業種への

与信集中を原因とするもの、①Bでその他業種への与信集中を原因とするもの、①Cで景気低迷を原因とするものに細分化して見ております。

資産の毀損を経ることなく、大幅な損失をこうむつて資本が枯渇するといった状況ということ、③の不正・不祥事件による破綻というものも、一つ区分しております。

一八〇の全破綻金融機関一つ一つにつきまして、破綻原因といいますが、この区分をもとに分類した結果をまとめますと、そこにあらわれておりますが、全体の九割、すなわち一番上にありますような先数一六五先が貸出債権の不良化を破綻原因としておりまして、この要因が破綻原因の中で圧倒的な割合を占めているということであります。また、この有価証券投資などの失敗で破綻した先は全体の四分の一。不正・不祥事件で破綻した先は全体の五%となっております。

ちなみに、景気低迷等から貸出債権が不良化したことを原因に破綻した金融機関は全体の三割に落ちませんで、全体の七割の先が与信の集中リスク、有価証券投資リスクの管理等の問題があったことがわかるということでありませう。

## (2) 地域別の分析

次に、資料7をこらんいただきたいと思います。これは、要するに地域別なんです、破綻金融機関を本店所在地で分類して、破綻原因区分の分布で見えますと、大都市圏、これは首都圏、大阪圏、地方中核都市ですけれども、ここでは有価証券投資等の失敗を破綻原因とする先の割合が、その他地域と比べて大変低くなっていることが特徴的であります。

これは、その他地域におきましては、資金需要が相対的に少なくて預貸率が低迷しがちであるわ

けですが、その結果、預証率が高くなりやすい、こういった事情が影響しているものと考えられるわけでございます。

それから次に、資料8でございます。これは、貸出債権の不良化を破綻原因とします先の内訳を、大都市圏とその他地域に分けてみたわけでありませう。そうしますと、大都市圏では不動産関連業種への与信集中を破綻原因としている先の割合が非常に高いということで、逆に景気低迷等を破綻原因とする先の割合が大変低くなっているというのが特徴的です。これは、大都市圏では不動産バブルの度合いが相対的に大きかったことが影響しているものと考えられるわけでありませう。

いずれも、非常に常識的な結果が出ているというところで、そういうものを一八〇の機関を一つ一つ丹念に検証することによって、そういうことが

検証できるということでありませぬ。

(3) 業態別の特徴点

次に、資料9をこらういただきたいと思います。これは、業態ごとに破綻原因区分の分布を見てもみるということでありませぬ。

貸出債権の不良化を破綻原因とする先の割合は、銀行では全先、信用組合では九割超、信用金庫では八五%、こうなっております。

一方、銀行では有価証券投資等の失敗、あるいは不正・不祥事件を破綻原因として区分される先はありませんでした。逆にいいますと、信金・信組などの中小規模金融機関におきましては、その規模による脆弱性もありましてか、アドホックな有価証券投資の失敗や不正・不祥事件に耐えられずに破綻したケースもかなりあるということが特徴といえるかもしれませぬ。

(4) 時系列に沿った分析

そこで、次に資料10でございますが、これは貸出債権の不良化の内訳を見ますと、一九九八年度までは不動産関連業種への与信集中を破綻原因とする先の割合が最も高かったわけですが、九九年度はその他業種への与信集中、これは平成で書いてありますけれども、対応するわけですが、二〇〇〇年度以降は景気低迷等を破綻原因とする先の割合が最も高くなっております。そこで屈折してまいりますので、おわかりになるうかと思います。

これは、一九九八年度まではバブル崩壊の直接的な影響が大きくて、都市圏の大手銀行破綻が先行したということでありませぬが、徐々に長期景気低迷の影響が出てきて、地方圏も巻き込んで、地方中小金融機関にも破綻が広がってきたことを示していると思います。

それから、破綻年度ごとに破綻原因区分の分布を見てみますと、資料11ということになります。

これも年度で申し上げて申しわけありませんが、有価証券投資等の失敗を破綻原因とします金融機関の割合が増勢に転じたのは二〇〇〇年度からでございます。二〇〇一年度には六割までに達した。この六〇%というところではありますが、平成一三年度です。

これは、金融商品に係るリスク管理体制が十分な金融機関が多かった中で、御案内の方も多いかと思いますが、その他有価証券の時価評価等が導入されて評価損が表面化したこと、これが一つ原因としてあるうかと思えます。

それから、二〇〇〇年度以後、株価が再び下げ基調に転じたこと、さつき申し上げましたけれども、こういうことが影響しているものと思われません。

また、後半になりますと、景気低迷等による破綻が多くなりまして、地方に波及して預貸率の高かった地方中小金融機関の破綻が増大したということにあらわれていると思われれます。

#### (5) 損失率の分析

それから、資料の11まででありますけれども、若干付言しておきますと、破綻金融機関の総負債額に対します資金援助額の割合を損失率と定義いたしました。破綻金融機関の損失率と破綻原因あるいは破綻処理方式等との間に何らかの関係があるかどうかを、公表計数とか情報をもとに分析をしてみましたでございます。

試算結果を見ますと、平均の損失率が、実は二五・一%になっておりまして、損失率の最小値が東邦相互銀行が〇・五%。最大値は木津信用組合で七六・九%であったということなんです。今

申し上げました時系列だとか組織、金融機関の種類別だとか、いろんなものを組み合わせ、何か具体的にもう少し分析的にいいないのかなというふうに思うんですけれども、ちょっとこの分析は、まだ十分にいけないというのが現状であります。

長々と見ていただきましてまことに恐縮でございますけれども、平成金融危機の概要について説明させていただき、かつ破綻の分析的なものもお話しさせていただきました。

### 三、資本注入とその後の対応

今日の我が国の状況を見ますと、環境的にはようやく、一番最初に申し上げましたように、デフレの出口であります、新たな平時にたどり着こうとしていることを申し上げたわけでありま

すが、私どもとしましては、バブルの発生、崩壊、あるいは構造的なデフレの克服を経て、単に定額保護というもとの位置まで戻ってきたというわけではないというふうに考えております。

資料1に戻っていただきますと、「全額保護」というところを「平成金融危機」というところと重ね合わせて「全額保護」ということですが、この全額保護の時代は八年続きます。そこにありますように五年四月からペイオフ解禁ということになっておりまして、要するに平時に戻ったわけですが、私も、「平時」という言葉が余り好きではなくて、「平時」というなら「新たな平時」だ、こういうふうにしております。

それはどういふことかといえますと、バブル以前のつぶれないとかつぶさないとかという規制の残る金融市場に後戻りすることはできないわけでありまして、真の意味で起り得る、確率的に事

故があり得るといふ事態に備えた新たな平時の体制だ。その体制整備が喫緊の課題だと、私も機構としてはそう受けとめて努力をしておるわけでございます。

その平時への軸足移動の実際ということでは、まずと、一つは、起こり得る事態に備えました、いわゆる金月処理です。仮に金融機関が金曜日に破綻しますと、土日かけて準備を整えて、月曜日から業務を再開する。こういったことを標準ケースとして想定しておるわけですけれども、それに備えた体制整備というのをやっておきませんと、これはいざというときの話でございますので、いざというときに消防自動車が一台も来なかったということになると思いますので、いわゆる金月処理を基本とした訓練に努めているということだと思います。

さつき申し上げましたように、時代が相当違い

まして、言葉でいえば定額保護と民事再生の大きな法律的な枠組みのもとで金融機関の処理と預金の保護を図ることなんです、それは平成金融危機のときにおける、預金とはかく全額保護する、その中で金融機関の処理を一八〇も行ってきたわけですけれども、それとは何が違うかということ、預金者にとっては定額の保護だということになりますし、金融機関の処理、それと預金の保護とを結びつけるものが、今までは預金保険法の中で全部済んでいたわけですが、これからは定額の保護対象を超える預金については、民事再生法とか破産法制のもとで、全体の債権者の中でどれだけ最終的に預金者に分配するかが、決定されることになります。

そのところが、時間的にも手間暇ということから入っても、なかなか手のかかることだと思います。そういう意味で、さつき申し上げましたよ

うに訓練をやっておかないといけない。私は月例訓練といっているんです。何でもそうだと思いますけれども、練習していないことはできないのが普通でございます。特にいざとなったときに、練習もしていなくて急にできるなんていうのは奇跡に近い話でございますので、練習をする。

その練習は、いわゆる防災訓練と同じでございますので、実際に起こっていることを、あるいは起こることを想定してやっているわけじゃなくて、起こり得ることを想定してやっているわけでございまして、何かそれによって流言飛語が飛ぶとかそういうことであってはいけないわけでございまして。また、防災訓練もそうですけれども、だんだん皆さんなれてきて、特定具体的な想定ではなく、一般的に起こり得る備えとして、やっぱり訓練しておかないといけないんだと、きちっとした認識を持てるのが、ある意味で国家の強さ

にもつながってくるんだろうと思います。

それと、もちろん平成金融危機が教えたことはいっぱいあるわけございまして、この時代の経験から学んだこと、あるいは制度として備わったことを、将来に向けて遣伝子としてきちっと残す必要があるうと思っております。

平時の保険事故に備えつつ心構えは全方位という能力を持った組織づくり、そして危機処理の後始末も、新たなものが起こらないと危機処理の後始末はだんだん減ってまいりますので、組織規模は縮小していくというのが自然の傾向であります。私は「スリムでソリッドな組織化」といっているわけですが、さっき申し上げましたように、平時の保険事故に備えつつも心構えは全方位、こういう能力を持った組織づくりということで、そういうふうになっております。

日本の場合、実は危機から入りましたので、三

五年の預金保険の歴史があるんですけれども、最初に出て行ったのがまさに平成金融危機で、全額保護のもとで出動いたしました。

実は普通の、確率的にちよつとした景気変動だとかちよつとした事故で破綻が起こる。それによつて定額の預金を保護するという、世界に標準であります預金保険事故への発動というのは、実は日本はまだやっていないんです。これは世界に冠たることでありまして、ほかの国は、今世界に九〇カ国ぐらい預金保険を持っている国がありますけれども、この国をずっと見回してみますと、いずれにしても大体普通の事故から入つて、あるとき危機がやってくるということでお動する。しかも、その危機も、日本みたいに八年間ずっと全額保護しっぱなしというのは全くレアケースでございます、普通は長くて三三年か四年で非常事態はやめることが多いわけで

ございます。

それだけ日本の危機は、ある意味で本当に大変な危機だったんだという認識が私は必要な気がいたしますが、それは差し置きまして、その経験がありましたものですから、逆に危機対応の制度としては世界に冠たるものがそろっている。今度は万々が一そういう事態になつても、あの法律をつくらなきゃいけないとか、あれをやっちゃいけないとかこれをやっちゃいけないとかという議論なしに、要するに危機対応会議というものを活用しながらそういうものに備える。仕組みはできておりますので、そういう意味で整っている。

しかし、さっき申し上げましたように、その場合も、ちゃんと遺伝子として使えるような遺伝子機能をきちつと備えた組織にしていかなければいけないということがあります。

それからもう一つ、危機の時代に金融機関に多額の資本増強を行ったわけでございますけれども、この業務処理の現況をちよつと見ておいていただきたいと思ひます。

中心的にお話しします旧安定化法とか早期健全化法に基づく資本増強、それからもう一つは、危機対応勘定で引き受けたりその銀行分というものがありますけれども、これは資料12というのがあるわけでございますが、これで中段ぐらいのところの網かけが見えるかと思ひますが、一二兆三八九億というのがありますが、これが全体でつぎ込んだ額であります。

資本増強は、具体的には整理回収機構によります株式等の引き受けといった形で行われたわけですが、その後の経済・市場の回復の中で、金融機関等から買取り、市場売却等処分の申し出を受けらる形で順次保有株式等の整理が進んでおります。

て、二〇〇六年八月三十一日現在、そこにありますが一、番下の右端を見ていただきますと、我々の保有残高は五兆三〇〇〇億円で圧縮されてきております。

昨年一〇月には、株式整理の方針として、「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」、これは次のページに概要を示してありますけれども、この中には株式処分に当たりましては、金融システムや当該金融機関の経営の安定性を損なわないということはもちろんのことですが、市場への悪影響を回避することをうたつております。

実は、預金保険機構は、平残ベースで一〇兆円を超える調達面の方もありまして、資金調達をしている金融市場のある意味でのビッグプレーヤーでもありますので、株式の処理に当たりましては、マーケットを真つ先に念頭に置かなくては

けないというふうに考えておるわけでございます。

このときの当面の対応というのは、従来は、今いったような配慮のもとに金融機関からの申請をベースに議論していたわけですが、この時点から、資料13の4に書いてある（判断基準）ということ、**「適正な価格による処分により確実な利益が見込まれ」ということ**で、「優先株式の場合、普通株式の株価が転換価格の一五〇％程度以上で概ね三〇連続取引日推移」、かつ、その時点で処分を行うことが極めて有利であること」ということを入れまして、うちの方からも協議を申し出ることができるようにいたしました。

ただし、当然、協議事項でございますので、お互いに協議をした上で、デュープロセスを経て、だめなものだめということ、無理はしないと、ということっております。

#### 四、回収困難な不良債権と

##### フロント企業・裏社会

そこで、次に、さつき申し上げました買い取った不良債権の処理という問題について、少しお話をしたいと思います。

不良債権の処理も大分進んできておるわけですが、同時に困難で、かつフェアな市場のあり方との関連で、問題のある事案の割合がふえてきているわけであります。

資料15を見ていただきたいと思います。写真が写っておりますが、その下に数字を示してございます。この数字を先に見て、イメージをつかんでいただきたいと思います。

金額でいいますと、簿価だとか買取価格だとかいろいろごちゃごちゃしますので、累計の買取件

数、これはいろんな形で、住専で引き取ったり、あるいは整理回収銀行時代に破綻金融機関から引き取ったものとか、五三条という健全金融機関から買い取ったもの、いろいろあるんですけども、この三三万四〇〇〇先あつたんですが、それがこの一八年三月末時点では、約九万一〇〇〇先ということ、先数としては相当処理が進んでいるということを見ていただけだと思います。

そのうち、正常先が結構多いと思われると思いますが、これは住専が入っておりますので、住専は、むしろ正常な住宅ローンというのが、長いものでは一〇〇年とかそういうものも含めて入っておりますのでこういうふうになっているんですが、延滞先といたしましてはその半分ぐらいある。その中に、我々の定義でいえば回収困難先というのが約六〇〇〇〇件。その中でさらに難しい相手というのが一七〇〇〇件ぐらいありまして、その

コアをなしておるものが、その右にありますような反社会的勢力約六〇〇〇件というわけでありま

(1) フロント企業の侵入

数字を頭に入れておいていただいて、写真の説明は後にいたしまして、前のページに戻っていただきます。御案内の方は御案内でございますのでちょっとくだいんですけれども、お話を申し上げます。平成金融危機の負の遺産というべき不良債権とフロント企業についてのお話をしたいと思います。

現在、危機を経まして、新たな平時に入っているとさっき申し上げましたが、この「新たな」の意味というのは、さっき申し上げたように、昔の平時と違って、もう一つちょっと別の言葉でいえば、金融市場がフリーであり、またフェアでなけ

ればワークしない、そういうパラダイムシフトが起こったということだと思います。それは、人々が長年望んでいたことであると思いますし、フェアの実現というために、社会的なコストとして負担すべき価値があるということにもなるうかと思えます。

その点で考えてみますと、いわゆる反社会的勢力の市場介入の問題があるわけでございまして、一九八〇年代後半のバブルの発生とその後の崩壊によりまして、不良債権問題が深刻化したわけがあります。それは長期的な資産デフレにつながったわけですが、この不良債権問題の解消にかくも長期間要した背景にはさまざまな要因があるわけです。さっき申し上げたようなことがあるわけですが、いわゆる企業舎弟、フロント企業の存在も重要な要素の一つではなからうかというふうに思っわけであります。

一九九六年とか九七年頃に、FRBなど、米国の監督当局者がよく日本を訪問してきました、FDICという我々の同業者もいるわけですが、みんな米国がどうやってうまく債権処理をしたかというようなことを宣伝に来ていたわけですけれども、その際、彼らが必ず行っ質問が、どうして日本では不良債権処理、特に債権回収にそんなに膨大な時間がかかっているのかということだったわけでございます。なかなかわかってくれない。しかし当方で、フロント企業ですが、当時「企業舎弟」と呼んでいましたけれども、この辺の存在を説明すると、やっと理解できたといって帰っていくのがよくあるパターンだったということでもあります。

金融機関を見ますと、今回のバブル期以前にも、特別な政商との関係が取りざたされたりした金融機関もありましたけれども、幅広くかつ深く

フロント企業が金融業界と結びついたのは今回が初めてじゃないかと思えます。

こうしたフロント企業が金融業界に食い込む契機となったのが、不動産バブルとそれに伴う土地上げであります。土地上げを専門に行う不動産会社は、こうした地権者の権利関係を調整しつつ、最終的にまとまった土地に仕上げることを業としていたということ、おわかりのとおりであります。

権利調整に多大な時間と調整コストが必要ですが、それでも、一部の業者は面倒な権利調整を嫌がりまして、立ち退きに抵抗する地主を排除する手っ取り早い方法として、暴力団等を利用するようになった。これが裏の世界と表の世界の大きな接点になったということであります。

事例として、「土地上げの概念図」、これも皆さんよくわかっている話をややくどく取り上げており

ますが、この参考資料14によりますと、接道条件の改善のモデルであります。接道条件というのは、その土地が道路にどのように面しているかという状態をいうわけです。

道路に面している土地と全く道路に面していない土地があったといたしますと、このままの状態では、道路に面していない土地Aの経済価値が土地Bに劣後することは明らかです。この二つの土地を土地上げによりまして一面の土地にいたしますれば、この一面の土地価格は道路に面している土地Bの価格に近くなる。これによりまして、そこに数字が書いてありますが、モデルでは五億円の土地が八億円の価値を持つことになってしまつ、こういうことでございます。

土地の一体利用あるいは整形化、これについてのモデルが下の方に書いてございます。貸しビル等では、一般にワンフロア当たりの面積が大きく

なればなるほど賃料が高くなりますし、土地が整形化されれば、ビルの建設がしやすくなるといった有効利用率が高まることになるわけでありませぬ。

そこで、少し現在の状況につきましてお話ししたいと思います。

地上げをきつかけにいたしまして、フロント企業はバブル期に金融機関から巧みに融資を引き出したわけであります。こうした貸し出しのほとんどがその後不良債権化しまして、さつき申し上げたように現時点でも残存しております。このような債務者に対しては、融資していた金融機関や民間サービサーではすべて対応することはできませんで、預金保険機構あるいは整理回収機構が対応したケースが多かったということでありませぬ。

(2) 現在の状況

さつきの資料15に戻って、なぜこの写真があるかということでありませぬ。

数字はさつきちよつと申し上げましたので、約六〇〇件が対象として残っている。こうした反社会的勢力の案件を、私ども「岩盤」という言葉で表現しております。「岩盤」という言葉は抽象的でわからないかもしれませぬけれども、この二枚の写真を見ていただくとわかるかなと思ひませぬ。

まず、左側の日本庭園の写真です。固有名詞は避けませぬけれども、京都の南禅寺近くに所在します明治時代に作庭された名庭であります。觀光名所の一つになっているわけですが、預金保険機構と整理回収機構は、二〇〇五年七月に、この庭を占有していた某建設会社社長を立ち退かせまして、裁判所の管理下に置くよう保全処分を申し立てを行って、先ごろやっと競売にかけて競落が行

われたということでありませう。

これは、某建設会社社長と書いてありますが、その地方、その世界では大変有名な人でありまして、宗教法人化してやっておったんですが、この宗教法人の資格も剥奪してやったということで、オウム以来の宗教法人剥奪ということになっていくわけでございます。

それから、右の方の資料ですが、これは整理回収機構の申し立てに基づきまして、機動隊が警戒する中、ある暴力団が組事務所として占有しておりました競売物件に保全処分を執行している写真であります。

こうした案件の整理回収を行うためには、相当の労力、法的準備、地元警察の応援等、さまざまなりスク管理策が必要であります。こじあけるのに大変な時間と手間がかかるということで、私どもとしてはこうした案件を岩盤と呼んでいるわけ

であります。

不良債権の問題は山を越したといわれますけれども、我々、債権回収の現場では、まだまだ不良債権と格闘しているということでありませう。

### (3) 今後の課題

これまで申し上げてきたようなフロント企業の内容を放置することは、市場をゆがめるといふことだと思つわけであります。金融機関による貸出市場は我が国最大の金融市場といえますので、ここに意図的な悪意を持って金を返さないようなやからの残存を許してしまつと、貸出市場、引いては日本の金融市場全体を将来にわたつてゆがめることになってしまつ。そういう意味で、本場の市場規律ということが大切だろうということでは、我々は戦っているわけでありませう。

時あたかも平成一八年六月三〇日に公表されま

した証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会論  
点整理におきましてもこういうことがうたわれて  
おりますし、この七月には犯罪対策閣僚会議が策  
定しました、犯罪に強い社会の実現のための行動  
計画を踏まえまして、関係省庁の課長クラスを構  
成員とする暴力団資金源等総合対策に関するワー  
キングチームが設置されております。

こういうことで、構造的な不況から抜け出て日  
本の成長力を取り戻し、元気にやっついていくとい  
うことが見えてきているわけですけれども、その中  
で、やはり基本的な構造的な問題といえますが、  
公平あるいは公正な社会、そういうものの上に  
基底となっておりますこういう問題をきちんと解  
決していくことが大事だろうと思っております。  
皆様方におかれましても、ぜひ御認識と御理解と  
御協力をお願いできればありがたいと思ってお  
ります。

やや油断をしておりましたら、結構時間がた  
てまいりまして、二〇分ぐらいはお残ししようと  
思っておりますので、とりあえずここでお話を  
終えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、いろいろお話が  
ありますれば幸いだと思えますし、ございません  
でしたら、少し私の方からまたつけ加えることも  
可能だと思えます。

どうもありがとうございました。

高橋理事長 どうもありがとうございました。

不良債権回収の生々しい現場の写真等も含めま  
して、預金保険機構の広範にわたる活躍につきま  
して大変わかりやすく御説明をいただいたかと思  
います。どうもありがとうございました。

お時間をいただいておりますので、預金保険の  
さまざまな活動分野につきまして、御質問なり御

意見なりございましたら、ぜひお出しいただきたいと思えます。

それでは、初めに導入として私から質問させていただきますか。

新たな平時ということで、それに対する準備を怠りないように訓練しているというお話でありました。そういう準備の中に、預金保険機構のさまざまな活動の中の原点であります預金保険の支払いによる保護、ペイオフ解禁になつてまだ事例はないんだということでありますけれども、実際にペイオフをすることの可能性も視野に入れて、これは名寄せとかいろいろの問題があるだろうと思えますけれども、そういうものも視野に入れた対応というのを考えて、訓練とか準備を進めているのかどうか。

あるいは、ペイオフということに至らないで、いろいろな方法ができていますから、資本注入

でありますとかほかの破綻処理で対応するのか、その辺、保険というものに対する位置づけというのはどういふふうにお考えになつているのか、教えていただきたいと思えます。

永田 私どもは、さつきちよつと申し上げましたように、今後新たな平時といえますか、これは確率的に保険事故が起こる。すなわち、そんな大きな日本の金融システムを揺るがすような破綻事故ではなくて、その一件を片づけることによつて、消火活動をすれば済むような事故が起こり得る。

それを前提にして、というか、預金保険制度そのものの出発点がまさにそれなのでありまして、原点に戻ることだと思えます。

それは、日本の金融市場が、前にも申し上げましたように、昔は、御案内のとおりつぶれない、しかしその裏からいえばつぶさないという規制の効いた市場だったんですけれども、もはやそ

うことはあり得ないし、できないわけでございます。ということは、世界にもあるように、ほかの国は大体少しずつづぶれているところが多いわけですが、みんなそれなりに処理をしているわけでありませぬ。

それは、まさに市場といったときには競争の市場でありますから、失敗したりということはあり得るわけで、そのための最低限の保護をすることが預金保険の本来の仕事でありますので、その仕事ができちんとできるように準備をしておく。ですから、具体的に今何が、例えばある地方のどこかでつぶれそうだとかそういう話ではなくて、日本全国の中でどこかでもしかするとつぶれるかもしれないということでございます。

ちよつと長くなりますけれども、私も、ピーク時に定員が四〇〇〇名を超えて四百十何名までいったと思います。ここにはもっとよく御存じの

方もいると思いますが、今は定員が三七〇名くらいになってきております。要するにだんだん縮小していくということなんですけれども、その中で、五〇人、六〇人は定員を空き枠にしてあります。それはなぜかという、ちよつと言葉がわからないのかもしれませんが、予算上の定員と、実際に実員と異なりますか、その間にすき間があるということでございます。

これは、もし日本のどこかで平時の破綻が起りました場合に、管財人団を派遣することになっておりますので、その人員を急に定員をとってやるわけにもいきませんので、空き枠をつくってあるということでございます。これは、消防的なりスク管理をやっているところの機構はみんなそういうことだと思えますけれども、そういうことになっていきます。

それを、今度はさっきいったような、今御質問

もありましたように、訓練してないと、どこへ駆けつけるかわかりませんが、管財人団が駆けつけて、その金融機関の方々にお話をし、説明をし、協力を仰いで、翌月曜日までに準備を整える。

定額保護下の破綻処理というのは、全額保護と違つのが大きくいつて二つあります。さつきいったように、定額ということ。定額ということとは、皆さん方に例えば一人一金融機関合わせて一〇〇〇万円までは保護します。決済用預金は全額保護ですけれども、一般の預金はそこまでですということ。公平な返済といいますが、保護をしないといけないわけです。

ということはお話にもありましたように、名寄せの作業が大事であります。おれは色々な支店に分散してあつたから見つからないで済んだよというわけにはいかないので、そのために金融機関

にも大変御尽力をいただき、かつ我々も時々検査をさせていただいたりして、名寄せの全体的なレベルを上げておきますと、どこに起こるかわからないわけでございますし、そういう意味でそういうことが必要。かつ、駆けつけてそこで最終的な名寄せをきちんとして、できたデータを預金保険機構の機械を動かして、それによって払い戻しとかそういうものに応じるところをやらないといけない。

そのほか、さつき申し上げましたように、事業といいますが営業を再開しますので、ATMをもう一回動かすとか、あるいはやむを得ない資金需要に応じていくとか、そういうこともやらなきゃいけないわけです。そういうような作業がもちろんあるわけで、その準備も必要なわけです。その間、うわさを聞いていろいろ駆けつけて来られる方々への対応も当然やっていかなきゃい

けないわけですが、そういうことがあります。

それからもう一つは、全額保護下で預金保険法で、この預金債務はほかのものと全部違うんだという概念のもとで全部仕切ってしまうばそれでありまいなんですかけれども、そうじゃないわけです。預金保険で守られる債務はこれだけと決まった預金債務であって、残りは金融機関の資産・負債をきちつと整理して、最後に残った残余財産を見て、平等に分ける必要がございますので、預金者といえどもそのプロセスに入ってくるということでございます。半年とか一年とかかけながらそういうことをやっていくということ、裁判所のもとでそういうことを肅々と進めていかなければいけません。この辺はかなり手間暇とかいろんな調整事項とか、そういうものが生じてくるということでもあります。したがって、さっき申し上げましたような訓練をしておかないとだめだとい

うことです。

さっきおっしゃられた質問に戻りますと、今みたいな通常の対応に軸足を置いているわけですが、万々が一危機的な対応が必要になって、その危機の対応ももう既にこれまでの経験で幾つかのパターンを用意してあるわけでございます。したがって、さっきの資本の注入ですとかということもあるかもしれませんが、そういうことについてはそれなりの判断をして、そのときはやるということだと思えます。しかし、今は、さっき申し上げた通常の対応に軸足を置いて備えをしておるといふことでございます。

本来の預金保険、さっき原点に戻るといったわけですが、そのもう一つの意味は、保険料で賄っていく預金保険、これが本来の標準的な預金保険でありまして、世界の預金保険もそうでありまして、異常なときに政府が出てくる。そういう意味

で、どの国も、政府の出資とか中央銀行の出資とか、金融機関の出資に加えてそういうものがあるということでありませけれども、それは異常事態のときのための備えでありまして、普通の場合は預金保険は保険料で賄う。だから定額になっているんです。定額であるからこそ、保険料で賄って事故を処理できるということでありませ。

F D I C がモデルになっているわけですが、アメリカでも一九世紀の初めは、実は全額保護を、しかも地域別に基金をつくってやったりしたものですから、あつという間に全部つぶれちゃって、結局最終的なモデルというのはF D I C モデルで、最小限の定額の保護をして、預金保険料で賄ってやっていくというのがベースになっております。

したがいまして、うちもそこへ帰りつつあるわけですが、実は預金保険料で足りない、さっき

いったような一八兆円とか六兆円とか出していますので、政府からのお金ももちろん入ってはきているわけですが、預金保険料でたまっていたものも全部吐き出しておりますし、特別保険料で取らせていただいたものもみんな吐き出しちゃっているわけでございますので、実は保険料で回っていく一般勘定の部分の赤字が、今のところまだ二兆五〇〇億円ぐらいありまして、実はうち自身が債務超過の状態であります。保険料負けるとか、保険料に変動制をしようとかいろいろありますけれども、なかなか今それに応じられないような状況になっている、まだそういう状態であるということであります。

ちよつと長くなりましたけれども、よろしいでしょうか。

高橋理事長 ありがとうございます。

ほかにどなたか、御意見等ございませんでしょ

うか。

今の保険料の話は、そういう状態で引き下げは難しいよというのわかるんですけれども、リスクにに応じて高くしちゃう、可変保険料率ですね。それについては何か研究しているとかそういうこととはあるんですか。

永田 可変保険料率についてはずっと研究しっぱなしなんです。だから、何が問題で何をどうするかというのは議論されてきているわけですけれども、さっきいったような状況でございますので、長期的に勘定が均衡するような保険料水準を考えますと、なかなかそこへ行かない。

可変料というと、おれのところは健全だと思っ  
ているところがまず負けるといんです。とにかく  
くどんどん負けると。それから、いやまあと思っ  
ておられるところは、上がるのは不安をあおって  
けしからぬという話でありますので、結局全体と

して保険料の収入が減ることなんです。

ですから、アメリカなんかでも、結局自分のところの収支が改善して、すなわち、あちらは積み立て義務がありますので、かなりの積立額が積み上がるぐらいまで改善したところで可変保険料率というのに移行している。

実は、アメリカでは四段階ぐらいに成績づけを行いまして、一番トップの段階のところは九割ぐらいになって、そこは保険料はゼロということだったんですが、ここへきまして、アメリカもいやこれは大変だという話になってきていまして、やっぱり保険料ゼロというのはやめようということとで、今法案も通って、具体的な基準についてやっているという状態でございます。

ですから、やっぱり基本は、いざというときに  
出られるような収支勘定には一応なっていない  
と、議論はできるんですけれども実際にはいかな

いということ、御理解をいただいているところ  
であります。

高橋理事長 ありがとうございます。

質問者 マーケットへの影響というのを考えてみ  
ますと、お持ちになっている有価証券というの  
か、これ、私も中はわからないんですけども、  
買い取り資産というのは貸出債権だけではな  
くて、有価証券もありますよね。

それから、資料12の方は資本増強。資本増強は  
買いで償却する場合もあるでしょうし、マーケッ  
トへ出てくる部分もあるんじゃないかな。その  
マーケットへこれから出てくる可能性というのは  
どのくらいのポリュームなのでしょうが。

永田 そこにある五兆三〇〇〇というのがほとん  
ど優先株でございまして……。

質問者 資料12の方ですか。残っている……。

永田 ですから、これは今までマーケットの元気

がまだ不十分という時代は、とにかくこんなもの  
は早く返したいよという人もおりまして、そいつ  
う人たちはむしろ優先株のまま買い取ってつぶす  
というようなことをやっておられたんですが、こ  
こへきてマーケットがよくなってきていますの  
で、マーケットで処分をするという形がふえてき  
ております。大体、このメガバンクの場合は、今  
三井住友をやっていますけれども、大体終わると  
いう状態になっているというわけでございます。

今までも、市場の状況を見ながら、この優先株  
式を、要するに国民負担ということでやってきた  
わけでございますし、金融危機だということで  
やってきておりますので、できるだけ早く収益が  
上がる形で、しかしマーケットに悪影響をしない  
ような形で処理をということです。

質問者 資料2の資産買い取りというのが六兆円  
とありますよね。これはもう有価証券は入らない

んでしようか。

永田 これは、この資産買い取りは、まさに貸出債権とか土地だとかそういうものなんです。これは、さつき申し上げましたように、整理回収ということでやってきています、実はここに書いてある資産買い取りは住専のそれが入っていないんです。我々預金保険機構の資産、負債に出てくるものなものですから。

これは、実は現時点では六兆七〇〇〇億円ぐらい、もう回収しているんです。なぜかというところ、簿価に比べまして、簿価超というんでしょうか、最近状況がよくなってきて、価格が上がってまいてっておりますので、簿価を超えるところまでいっています。ただし、さつきいったように住専の債権なんかも含めると、まだまだそのところは不足はしておりますけれども、そういうことです。

それからもう一つ、日長銀とか日債銀をやったときに、あそこが持っていた株式を引き受けておりまして、これは信託の形にしている、いよいよ我々の方で処理をしていこうと。二兆円弱ですけども、これもこれからマーケットへ出てくるということですよ。

質問者 それはこの表に入っていないのですか。

永田 この表には入っていません。

質問者 どうも有難うございました。

質問者 今と同じような質問なんですけれども、ちょっとずれてしまつかもしれないんですが、たしか今年の六月か七月に、もう資本注入の期間が終わって、資本市場ではいつでも有価証券売却可能というようなメッセージが出たと思うんですが、この優先株という意味合いですと、やっぱり違ふと思うんです。

日銀あたりもスタンス的にはある程度、概念的

には同じだと思っんですけれども、この後の需給を考えますと、残ったリスクが、いわゆる大口の売却客といえますか、若干これからクローズアップされてくる状況が考えられますので、明確にというのは、こちらはそこまで期待しませんけれども、その辺をもうちょっと、日銀の方にもお勤めになられたということなので、スタンス的には変わりはないんでしょうか。

永田 ちよつとお話を少し整理いたしますと、要するにさっきの優先株というのは金融機関の自己資本充実のために、私どもがいわゆるインジェクションというんですか、資本注入をしたものでありまして、これを、事態が改善すれば何らかの形で回収するということで、今は市場を通じて、その具体的な回収スタンスというのは、さっき申し上げましたような文書で出して、かつ、よく相手とも相談しながらやり、また我々

の方もきちんとした証券会社とかそういう人についてもらってやっている、こういうことがあります。

それから、もう一つおっしゃっていた六月の云々というのは、多分信託株式の話なんだろうと思うんです。これは、日長銀とか日債銀が破綻したときに持っていた不良債権もさっきいったような形で買い取っているんですが、そのほかに、持ち合いの株みたいなものをいっぱい持っていた。それを引き取って信託の形にしまして、信託株式ということで呼んできたんですが、これまで新生銀、あおぞら銀の方の信託で管理しておったんですが、ここ一、二年で我々の方に引き取りまして、もともと所有権はこっちにあったんですけれども。

それをいよいよ一〇年ぐらいかけて売り出していくということですが、これも発表しております。

おっしゃった日銀とか株式買取機構なんかで持っているものを入れると三つになります。うちの物が、物としては多分一番劣化しているものとか、そういうものが多いんだろと思うんですが、きちんと一〇年ぐらいをかけて、物に応じて、非上場株はどうするかとか、そういうことをきちんとして世の中に開示しながらやっていくということでもやっております。これもちゃんとFAや投資顧問がついていきますので、我々自身が恣意的にやるということはないという形になっております。

質問者 わかりました。

高橋理事長 ありがとうございます。ほかにどなたか、御質問等、ございませんでしょうか。

それでは、時間も参りましたので、今日の講演会はこれでお開きしたいと思います。

永田さん、いろいろどうもありがとうございます。

した。

永田 どうもありがとうございます。(拍手)

(ながた しゅんいち・預金保険機構理事長)

(本稿は、平成一八年一月五日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。)

永 田 俊 一 氏

略 歴

生 年	昭和19年
昭和42年 3 月	東京大学卒業
昭和42年 4 月	大蔵省入省
	主計局主計官、銀行局審議官、日本銀行政策委員会 大蔵省代表委員などを歴任
平成 9 年～10年	社団法人信託協会専務理事
平成10年～14年	日本銀行理事
平成15年	社団法人信託協会副会長兼専務理事
平成16年 6 月	預金保険機構理事長に就任
	現在に至る

# 預金保険よもやま話

## (レジュメ)

平成 18 年 10 月 5 日

### 「預金保険よもやま話」

#### はじめに

1. (遠景)平成金融危機前後の預金保険機構を取り巻く政策と経済の動き
2. (近景)平成金融危機の分析
  - (1) 破綻原因の分析
  - (2) 地域別の分析
  - (3) 業態別の特徴点
  - (4) 時系列に沿った分析
  - (5) 損失率の分析
3. 資本注入とその後の対応
4. 回収困難な不良債権とフロント企業・裏社会
  - (1) フロント企業の侵入
  - (2) 現在の状況
  - (3) 今後の課題について

以上

(資料 1)

### 議論のためのパネル

		(単位: %)					
		バブル生成期 86/1Q~89/4Q	バブル崩壊期 90/1Q~96/2Q		平成金融危機 96/3Q~02/1Q	新たな平時へ 02/2Q~06/2Q	
＜財政政策＞	公的固定資本形成の前年比 (平均値)	4.6	8.2		-4.7	-6.8	
	特徴的な動き	—	総合経済対策(約123兆円) (92~00年)		消費増税 (97/4月)	財政構造改革 (官→民)	
＜金融政策＞	無担保コールレート (ナイトイット、平均値)	4.4	7.6	3.0	0.2	0.0	
	特徴的な動き	引き締めの流れ →バブル発生	—	→金融引締め (→91/6月)	※金融政策 (99/2月~00/8月、 01/3月~06/3月)	量的緩和政策 (01/3月~06/3月)	
＜トイイワト＞	預金保護範囲の変遷	流動性預金	当座預金		<b>全額保護</b>	済済用預金	
		普通預金 別段預金	元本 300万円	元本 1000万円			元本 1000万円
	定期預金	→	86年7月より	合算して元本 1000万円までと その利息			
	定期積金	→	86年7月より				
金融機関破綻件数 (金銭贈与額)		—	10件 (0.7兆円)		119件 (15.6兆円)	52件 (2.3兆円) ↓ 0件	
＜基礎経済指標＞	名目GDP (前年比、平均値)		6.0	3.3		-0.2	0.7
	消費者物価指数 (除く生鮮食品、前年比、平均値)		1.0	1.5		0.1	-0.3
	失業率 (平均値)		2.6	2.6		4.3	4.8

(資料2)

預金保険機構から資金援助を受けた金融機関数および金額

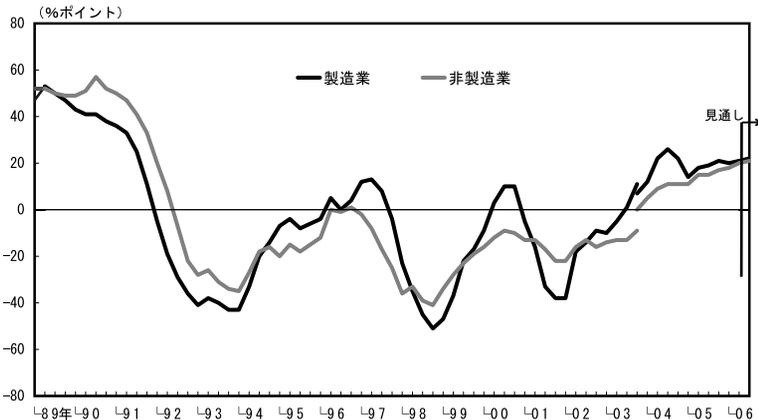
(単位：億円)

年度	資金援助件数	資金援助額 (注)			主な資金援助	
		金銭贈与	資産買取	その他	破綻金融機関名	金銭贈与額
1992年	2件	200	—	80	—	—
1993年	2件	459	—	—	—	—
1994年	2件	425	—	—	—	—
1995年	3件	6,008	—	—	兵庫銀行	4,730
1996年	6件	13,160	900	—	木津信用組合	10,044
1997年	7件	1,524	2,391	40	—	—
1998年	30件	26,842	26,815	—	北海道拓殖銀行	17,733
1999年	20件	46,374	13,044	—	日本長期信用銀行	32,350
					みどり銀行	7,719
2000年	20件	51,563	8,501	—	日本債券信用銀行	31,414
					なみはや銀行	6,295
					幸福銀行	4,857
2001年	37件	16,420	4,064	—	東京相和銀行	6,847
2002年	51件	23,181	7,949	—	信用組合関西興銀	6,582
<b>合計</b>	<b>180件</b>	<b>186,517</b>	<b>63,663</b>	<b>120</b>		

(注) 各年度の計上は、資金援助実施日ベース。(なお、金銭贈与額は、事後の減額等措置分について当初実施日の金額を修正して計上。)  
但し、みどり銀行(資産買取10年度、金銭贈与11年度)は、件数のみ10年度計上。

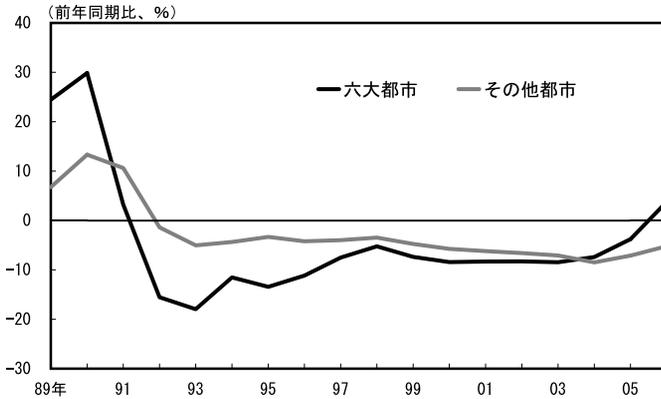
(資料3)

日銀短観(業況判断D.I.)の推移



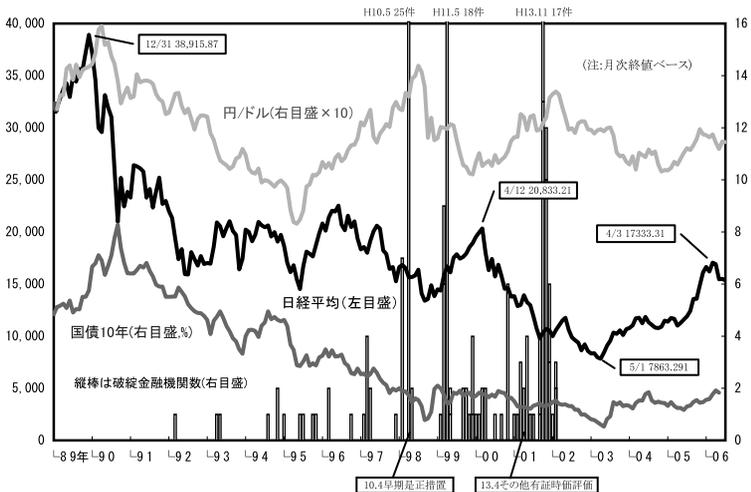
(資料4)

地 価 の 推 移



(資料5)

有価証券等の価格と破綻金融機関数、制度の変遷の推移



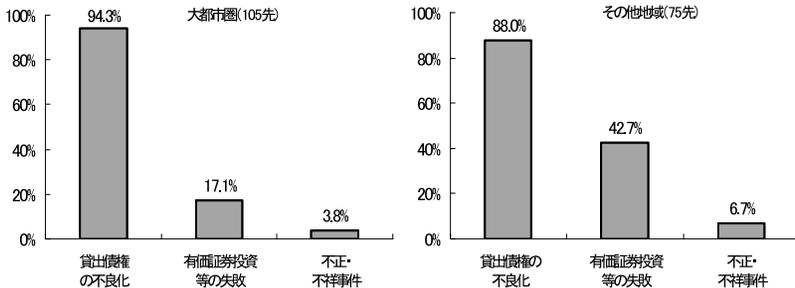
(資料 6)

破綻原因区分の状況

破綻原因区分	全体(180先)			
			経営に欠陥あり (117先、65.0%)	
	先数	割合	先数	割合
貸出債権の不良化①	165	91.7%	109	93.2%
不動産関連業種への与信集中 ①A.	83	46.1%	54	46.2%
その他業種への与信集中 ①B.	47	26.1%	40	34.2%
(①A及び①B)	(14)	(7.8%)	(13)	(11.1%)
景気低迷等 ①C.	49	27.2%	28	23.9%
有価証券投資等の失敗 ②	50	27.8%	23	19.7%
(高利回り・損失先送り②+)	8	4.4%	5	4.3%
不正・不祥事件 ③	9	5.0%	4	3.4%
①かつ②	37	20.6%	16	13.7%
①かつ③	5	2.8%	3	2.6%
②かつ③	4	2.2%	1	0.9%
①かつ②かつ③	2	1.1%	1	0.9%

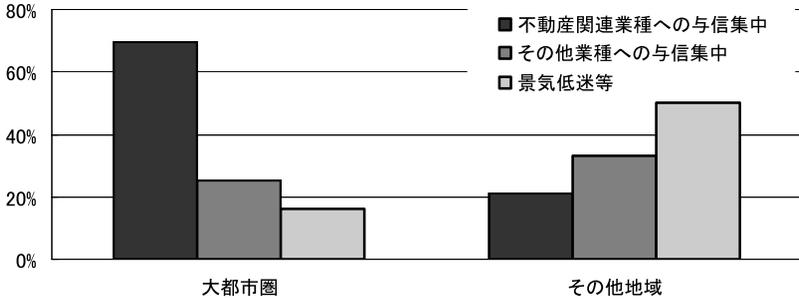
(資料 7)

大都市圏とその他地域の比較 (貸出債権不良化の内訳)



(資料8)

大都市圏とその他地域の比較



(資料9)

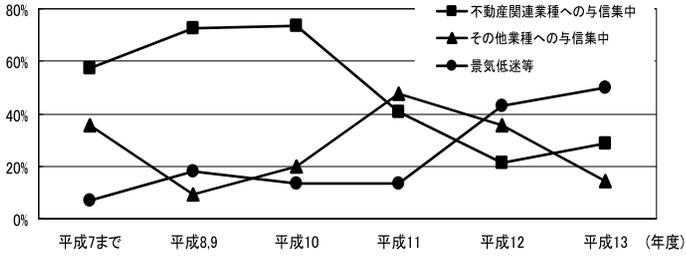
業態別破綻原因割合

(単位: %)

	先数	平均 総資産	貸出債権の不良化			有価証券 投資等の 失敗	不正・ 不祥事件	
			不動産関 連業種へ の与信集 中	その他業 種への与 信集中	景気低迷等			
信用組合	134	約1,000億円	91.8	44.0	28.4	28.4	29.9	5.2
信用金庫	27	約2,300億円	85.2	37.0	18.5	37.0	37.0	7.4
銀行	19	約3.5兆円	100.0	73.7	21.1	5.3	0.0	0.0

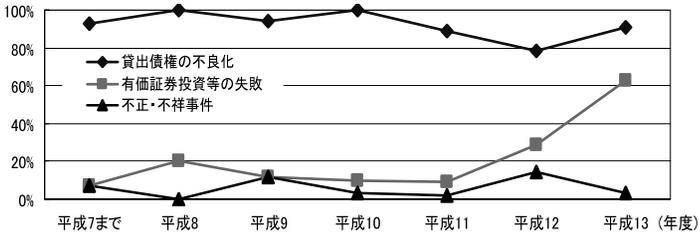
(資料10)

破綻原因割合の推移（貸出債権不良化の内訳）



(資料11)

破綻原因割合の推移



預金保険よもやま話

資本増強及び処分の状況（平成18年8月末現在）（資料12）

（単位：億円）

根拠法令	資本増強の目的	資本増強の時期等	金融機関数	資本増強の内容		
				優先株式・普通株式	劣債債・劣債0-1	合 計
田安定化法	信用秩序の維持等を図り、経済の健全な発展に資すること	平成10年3月	2.1 (2.1)	3,210 <1,900>	14,946 <0>	18,156 <1,900>
早期健全化法	金融システムの再構築と経済の活性化に資すること	平成11年3月～14年3月	3.2 (1.3)	72,813 <30,012>	13,240 <1,000>	86,053 <31,012>
組織再編法	金融機関等の組織再編成を促進し、経済の活性化に資すること	平成15年9月	1 (1)	-	60 <60>	60 <60>
金融機能強化法	信用秩序の維持と国民経済の健全な発展に資すること	平成20年3月まで	0	[ ]	事例なし	[ ]
預 保 法	信用秩序の維持に資すること	金融危機対応資本注入（1号措置）	1 (1)	19,600 (2,964) <19,573>	-	19,600 (2,964) <19,573>
	合併等の援助に資すること	受皿資本注入	恒久措置	0	[ ]	事例なし
合 計			3.6	95,623 (2,964) <51,486>	28,246 <1,060>	123,869 (2,964) <52,546>
11年度処分額				0	1,000	1,000
12年度処分額				2,000	1,500	3,500
13年度処分額				0	0	0
14年度処分額				0	6,746	6,746
15年度処分額				1,080	8,390	9,470
16年度処分額				7,863 (27)	6,150	14,013 (27)
17年度処分額				18,294	3,400	21,694
18年度（4～8月）処分額				14,900	0	14,900
処分額累計				44,137 (27)	27,186	71,323 (27)
資本増強残高				51,486 (2,937)	1,060	52,546 (2,937)

(注)  
 ① 単位未満四捨五入  
 ② 金額は資本増強額ベース  
 ③ ( ) 内書きは、普通株式を記載  
 ④ ( ) 書きは、平成18年8月末現在の残高を記載  
 ⑤ 処分額には、あしきんFG(1,050億円)は含んでいない

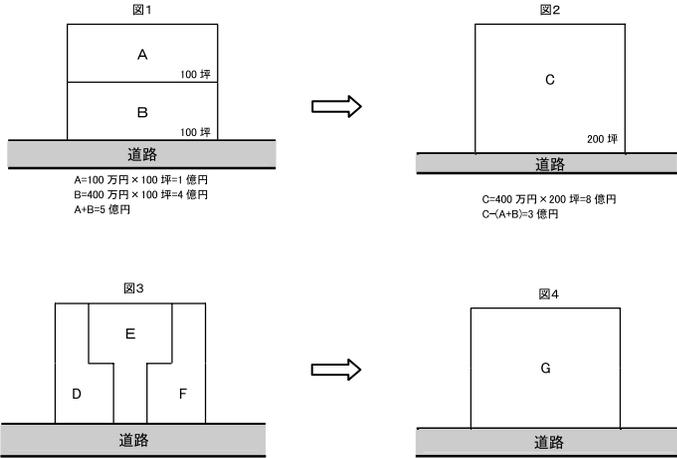
(資料13)

資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について

<p>1. 基本的な考え方</p> <p>① 金融機関の経営の健全性の維持や市場への悪影響の回避が前提</p> <p>② 民間株主に準じた行動 (金融システム安定化の果実として公的資金から生じる利益の回収)</p> <p>③ 金融機関との十分な協議</p> <p>2. 資本増強を受けた金融機関より第三者への処分（市場での売却を含む）の申出があった場合</p> <p>3. 資本増強を受けた金融機関より公的資金の返済等の申出があった場合 (判断基準)</p> <p>① 国民負担を回避すること。</p> <p>② 金融システムの安定性を損なわないこと。</p> <p>③ 金融機関の経営の健全性を損なわないこと。</p> <p>4. 商品性や株価の状況等から見て処分を行うことが極めて有利な状況にある場合 (判断基準)</p> <p>① 適正な価格による処分により確実に利益が見込まれ（優先株式の場合、普通株式の株価が転換価格の150%程度以上で概ね30連続取引日推移）、かつ、その時点で処分を行うことが極めて有利であること。</p> <p>② 金融システムの安定性を損なわないこと。</p> <p>③ 金融機関の経営の健全性を損なわないこと。</p> <p>(処分を行う場合の手順)</p> <p>① 金融機関からの申出の意向確認</p> <p>② 金融機関への提示、協議（金融機関の資本政策の尊重、金融機関の経営の独立性への配慮）</p> <p>③ 適切な手続に基づき決定</p>
--

(資料 1 4)

地 上 げ の 概 念 図



(資料) グループ 2 1 「不良債権の正体」より

(資料 1 5)

回収困難事例 (いわゆる「岩盤」事例)

1. 土建会社の社長が占有する担保物件  
につき、保全処分を行った事例

2. 居座り続ける暴力団組事務所  
の排除の事例



債権の累計買取件数 約 3 3 万 4 千先 ⇒ 18 年 3 月 末 時 点 約 9 万 1 千先  
 うち 正常先 約 4 万 8 千先  
 うち 延滞先 約 4 万 3 千先 ⇒ 回収困難先 約 6,000 件  
 うち 特定債務者 約 1,700 件 ⇒ 反社会的勢力 約 600 件